

通商産業省

平成11・02・16資第11号

平成11年6月18日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設備変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社 取締役社長 荒木 浩 から平成11年2月16日付け原管発官10第386号（平成11年5月28日付け原管発官11第86号をもって一部修正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号、2号、3号及び4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済核燃料貯蔵設備の共用化
- (2) ハフニウムフラットチューブ型制御棒の採用
- (3) 使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部

これによって、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号、2号、3号及び4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済核燃料貯蔵設備の共用化
- (2) ハフニウムフラットチューブ型制御棒の採用
- (3) 使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は、工事を伴わず資金及び調達計画は必要としない。